百四十の二　日本公認会計士協会	公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の公認会計士法（第百四十二条の二において「旧公認会計士法」という。）による会計士補の登録に関する事務であって第百四十二条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百四十二条の二で定めるもの
百四十一　独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	［略］	［略］
		都道府県知事等	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百四十三条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十三条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百四十三条で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第百四十三条で定めるもの

百四十一　独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	［同上］	［同上］
		都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第百四十三条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第百四十三条で定めるもの
		国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって第百四十三条で定めるもの
		厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第百四十三条で定めるもの